

北九州市宿泊税に関する調査検討会議について

「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」の開催について、下記のとおり報告するもの

記

1 第1回「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」の開催について

(1) 日時：令和元年6月28日（金）14：00～

(2) 場所：西日本総合展示場 新館3階 303会議室

(3) 検討事項

- ① 本調査検討会議の論点
- ② 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要
- ③ 財政需要について
- ④ 税以外の適切な手法の検討
- ⑤ 課税要件等の検討

(4) 主な意見

- ・北九州市の観光振興のために使うので、福岡市と同様の150円と言わず、170円でも180円でも市に割り振って良い気がする
- ・宿泊料金によって宿泊税（200円）の重みが違う
- ・宿泊事業者の事務負担に配慮すべき
- ・宿泊税による財源をどのように還元するか
- ・北九州市は観光資源についてPRが不十分
- ・インバウンド対策や夜間イベントの開催など、宿泊者数増に向けた施策に財源を活用すべき
- ・観光案内所の機能を強化すべき
- ・福岡県の課税要件に合わせるべき
- ・修学旅行等の学校関係に対する課税免除の検討

2 第2回「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」の開催予定について

(1) 日時：令和元年7月11日（木）10：00～

(2) 場所：西日本総合展示場 新館3階 301・302会議室

(3) 検討内容（予定）

- ① 宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果
- ② 財政需要（宿泊税の用途）についての検討
- ③ 宿泊税の課税要件についての検討
- ④ パブリックコメントの実施について

第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議

1. 日時 令和元年6月28日（金）14:00～16:00
2. 場所 西日本総合展示場 新館3F 303会議室
3. 次第
 - (1) 開会
 - (2) 委員の紹介
 - (3) 委員長の選出
 - (4) 検討
 - ①本調査検討会議の論点
 - ②福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要
 - ③財政需要について
 - ④税以外の適切な手法の検討
 - ⑤課税要件等の検討
 - (5) 宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査について
 - (6) 閉会
4. 資料
 - 資料 1：第1回調査検討会議資料
 - 資料 2：宿泊事業者及び旅行者アンケート調査票参考資料：北九州市議会「本市での宿泊税導入に関する決議」

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 委員名簿

【委員】

(50音順・敬称略)

氏名	所属
市瀬 一馬	日本旅行業協会（JATA）九州支部 北九州委員長 （株）JTB北九州支店 支店長
入江 昭彦	北九州ホテル協議会 会長 （JR九州ステーションホテル小倉 総支配人）
鎌尾 悦治	小倉旅館ホテル組合 組合長 （小倉ベイホテル第一 代表取締役）
羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
柳井 雅人	北九州市立大学 副学長

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。